

## ペットフード安全法 インターネット販売に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。[リーフレット](#)や[マニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

**Q.1** インターネットでペットフードを販売するには、ペットフード安全法に基づく届出は必要ですか。

**A.1** ペットフードの製造、輸入をする場合は、事前に届出が必要です。[ペットフードの安全関係のページ](#)にあるマニュアルやリーフレットをご参照ください。

販売のみ行う場合には届出は必要ありませんが、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたりますので、製造業者の届出が必要です。

**Q.2** インターネットでペットフードを販売する時には、ペットフード安全法で義務付けられている 5 項目（ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所）の表示は必要ですか。

**A.2** 商品本体には 5 項目の表示が必要です。

インターネットの画面上の商品説明には、これら 5 項目の表示義務はありませんが、消費者にとってわかりやすい商品説明となるよう注意してください。

**Q.3** ペットフード安全法で義務づけられている 5 項目については、商品説明の画面で、表示場所・表示内容を日本語で説明しているのですが、商品を送付する際、商品は英語表記のままでもよいでしょうか。

**A.3** 発送する商品には日本語による 5 項目の表示が必要です。なお、日本語による表示は、商品に同封する形でもかまいませんが、どの製品に対応する表示であるかわかるようにしてください。

**Q.4** 弊社はインターネット販売をしています。帳簿の記載は必要ないと考えてよいでしょうか。

**A.4** 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

**Q.5** 賞味期限を過ぎたペットフードを販売してもよいですか。

**A.5** 賞味期限とは、ペットフードの情報を正確に把握している製造業者や輸入業者が、科学的、合理的根拠に基づき設定するべきもので、定められた方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能な期限のことです。

賞味期限を過ぎたペットフードは、直ちに健康影響を引き起こすわけではありませんが、ペットフード中の油脂の酸化、栄養成分の減衰などが進み、ペットへの健康影響が生じる可能性が否定できません。このため、事業者にあつては、賞味期限内に販売することが望まれます。

ペットフード安全法にも規定されていますが、販売業者を含む事業者にはペットフードの安全確

保に第一義的な責任があります。ペットの健康が害されることを未然に防止するため、事業者は必要な措置を講じてください。

インターネットでペットフードを販売する場合でも、実店舗で販売する場合と同様にペットフード安全法を遵守していただく必要があります。[ペットフードの安全関係のページ](#)や、[Q&A](#) を参照の上、法律の遵守をお願いします。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所	011-330-8816
東北農政局	022-221-6097
関東農政局	048-740-5065
北陸農政局	076-232-4106
東海農政局	052-223-4670
近畿農政局	075-414-9000
中国四国農政局	086-227-4302
九州農政局	096-211-9255
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）